ごみ

****

提案・意見

町内会について

ご近所に引越された方から質問されました。町内会に入っていないが燃えるごみを集積所に出せないのか？町内会加入は強制なのか？当然出して頂けるし、町内会は強制ではないと思うと答えておきました。

今後、空き家が売りに出され、若い方とかご近所付き合いが苦手な方が引っ越して来ることが多くなると思います。市税を納めているのであれば、問題なく利用出来るサービスと考えます。

回答

燃えるごみをお出しいただいています「ごみ集積所」は、各自治会の所有物であり維持管理も各自治会が実施していることから、集積所を使用するためのルールは各自治会にご確認いただければいかがかと存じます。

今後とも、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

町内会（自治会）への加入につきましては、強制するものではございません。しかし、町内会は、行政とともにまちづくりを進めていただいている組織であり、地域住民の連携を図っていただく上で重要な役割を担っていただいている組織ですので、ご検討いただければいかがかと存じます。

担当課

清掃課　市民交流課

道路・河川

****

提案・意見

雨の日の歩道について

楠部町の 137 号線側、23 号線からイオン伊勢店の出入り口あたりの前の歩道が、雨になると、歩道が雨で水溜まりになり歩けなく、避けて車道を歩かざるをえません。
小学生の通学路にもなっています。車道に出ると、車が多くて危険です。
歩道の水捌けがよくなり、歩けるようにしてもらえないでしょうか？
できれば、歩道の拡幅をしてください。

回答

　ご要望のありました県道鳥羽松阪線の所管は三重県でありますので、三重県伊勢建設事務所に照会しましたところ、その回答につきましては、「一度、降雨時の状況を確認させて頂きます。なお、県道鳥羽松阪線の歩道拡幅については、現在、御幸道路から五十鈴橋までの区間において、道路の拡幅計画があり、その中で歩道も計画しています。」とのことです。
　この度は市政へのご意見をいただきありがとうございます。今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

担当課

監理課

道路・河川

****

提案・意見

自転車の車道走行を進めてください
道路交通法が改正されて、自転車は歩道から車道走行が義務つけられましたが、まだ車道を走行する自転車は、少ないように思います。小学生、中学生の学校教育が一貫として、車道走行するように指導してください。 また、ドライバーには、子供たちが車道を安全に走行できるように、道路左側を空けるような運転の仕方を勧めて下さい。また、電柱や街路樹の撤去によって道路幅の拡大や歩道の縮小も必要に応じて公共工事して下さい。道交法は施行済みです。法律に遅れないでください。

回答

ご指摘のように、現状は車道を通行している自転車は少ないように思います。

　しかし、自転車はどのような場合でも車道を通行しなければならないかというとそうではなく、以下の場合は歩道通行することができます。

（１）「歩道通行可」の標識や標示がある場合

（２）１３歳未満の子どもや７０歳以上の方、身体障害者の方が通行する場合

（３）車道で、道路工事をしていたり、車の通行量が多く車道通行が危険な場合

ただし、自転車で歩道を通行する場合は以下の事を守らなくてはなりません。

（１）　自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときは、その部分を
通行する。

（２）　道路標示が無いときは、道路の中央から車道寄りの部分を通行する。

（３）　歩道では、すぐに止まれるような速度で進行し、歩行者が立ち止まったり、
避けなければならなくなるようなときは一時停止する。

従いまして、ご指摘のように、自転車は基本的には車道通行ですが、先に説明した状況においては、歩道を通行する場合があることから、小学生や中学生等には警察、学校等と協力しながら、正しい自転車の交通ルールを教育してまいりたいと考えております。
更に、車両のドライバーに対しても車道の左側を通行する自転車に注意するよう広報啓発してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

また、道路上に占有している電柱については、電柱設置業者が努力したにも関わらず、公共用地以外に占有する場所が無い場合に限り、道路占用を認めています。電力、電話等は市民の皆様の日常生活に欠かせないものであることから、現在占用許可しているものについては、設置業者へ撤去の指示を出すことは難しいと考えます。
また、街路樹等につきましても、町の景観や緑化の観点からも、現在道路上にあるものについては、必要なものと考えておりますので、撤去をすることは難しいと考えております。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

担当課	交通政策課　維持課

まちづくり

****

提案・意見

臨時駐車場（神宮工作所）への進入方法について

「ゴールデンウイークの交通案内図」が配布されましたが、その中に臨時駐車場として「神宮工作所」が載っていました。

この臨時駐車場を利用しようとすると、宇治浦田交差点方面から来た場合には、競技場前交差点を右折して駐車場へ入ると思われます。

しかし、宇治浦田橋から競技場前交差点の追い越し車線（右側レーン）には、「直進」の通行区分帯の道路標示がされています。「右折禁止」の道路標識はありませんが、道路標示は一応、「直進」で右折はできないことになっています。（「道路標示」より「道路標識」の方が優先されますが、「道路標識」がないのでわかりません。）

以前から伊勢道路を走る際に疑問に思っていましたが、この点を確認していただき、もし、「右折禁止」であれば「ゴールデンウイークの交通案内図」にその旨を示した方がいいと思います。

ちなみに、この交差点は、宇治浦田橋を過ぎて「下り坂で右カーブ」をしており、神宮工作所へ右折をしようと止まっていても、後方からは非常に見えづらい状態です。以前、通勤の際、車が右折のために一時停止していて、急ブレーキを踏んだことが時々ありました。もし、「右折禁止」でないのであれば、申し訳ないですが「右折禁止」にした方がいいと思います。

回答

この度、ご意見頂戴いたしました競技場前交差点における、浦田橋方面からの下り車線の右折につきましては、伊勢警察署に確認をしたところ、右折車線がなく直進の道路標識があるものの、右折禁止にはなっていないとのことでありました。

現在、観光客の車両がたくさん来ると見込まれる日は、一旦この交差点を左折させ陸上競技場前で迂回をさせ神宮工作所臨時駐車場へ入れておりますが、平日などは神宮関係者や地元の方が右折をされております。

ご要望のありました、右折禁止につきましては、自治会からの意見も聞き対応したいと考えております。

ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課　交通政策課

まちづくり

****

提案・意見

伊勢市公共交通総合時刻表について

便利な時刻表と喜んでおりましたら、三重交通の路線バスの時刻に誤りがありました。伊勢市駅前・宇治山田駅前発の一部発車時刻です。平成26年4月1日改正に対応していないのではないですか。
1.広報いせに訂正を入れてはどうでしょうか。
2.時刻表は何年何月何日現在と記載がするべきです。

回答

平素は当市の交通行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

伊勢市公共交通総合時刻表につきましては、ご指摘のように三重交通（路線バス）の伊勢市駅前・宇治山田駅前の時刻表に誤りがございました。

印刷前には関係機関に確認をしておりましたが、結果的にこのような事態となり、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後の対応といたしましては、広報いせに訂正記事を掲載することを予定しております。

また、時刻表に日付を記載することにつきましては、ご指摘のように記載するべきものと考えます。今後伊勢市公共交通総合時刻表を印刷する際には記載をいたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたびは、貴重なご意見、ありがとうございました。

担当課

交通政策課

観光

****

提案・意見

「おもてなし（推奨）条例」の制定について

伊勢市では現在「おもてなし」の普及に努めてきています。観光客に対する様々な「おもてなし」の取り組みが進むことで、観光のリピートにつながり、伊勢の賑わいがこの先もずっと続くことになると思います。ただ、言葉で言うのは簡単ですが、市民全体への普及や浸透は難しいことです。そこで提案ですが、「おもてなし（推奨）条例」を制定しては如何でしょう。

市民だけではなく企業や大学も巻き込み、産学官民が一体となり、押し付けではなくあくまでも推奨することで、より幅広に、より発展的に普及させられると思います。できれば鳥羽市や志摩市などの近隣自治体と連携すれば、伊勢志摩エリア一体となり、観光的には更によいと思います。そうすればメディアでも取り上げられ、全国的にもアピールできると思います。肝心なのはみんなで盛り上がることです。前向きに検討してみては如何でしょうか。

なお、昨年、伊勢の玄関口である駅前広場が整備されましたが、以前はあった灰皿を撤去してしまったため、たばこのポイ捨てが目立ちます。きれいな街で観光客をお迎えすることも一つの「おもてなし」だと思います。

回答

この度は、貴重なご提案をいただきありがとうございました。
現在、伊勢市では、「おもてなし」の推進として、宿泊施設のバリアフリー化への支援と共にバリアフリー宿泊モニターキャンペーンの実施、観光ガイドの育成やおもてなしスキルアップ研修の開催、飲食店等における案内表示の多言語化など、皆さんと協働した取り組みを行っているところです。さらに、地域の活性化と人材の育成を図ることを目的に、平成 20 年 7 月に皇學館大学と、また、平成 23 年 1 月に三重大学と連携協定を締結いたしました。

また、平成 26 年度には、各種取り組みの基本となる伊勢市観光振興基本計画が策定されました。この基本方針の中において、地域と行政の連携による相乗効果や受入の対応などの支援も掲げています。

なお、伊勢市駅前におけるタバコのポイ捨て等については、伊勢の玄関口として課題であると認識しております。気持ちよく、皆さんをお迎えできるよう関係機関とも連携・協力してまいりたいと考えています。
最後になりましたが、ご提案いただきました「おもてなし（推奨）条例」につきましては、先進地の事例等も参考に今後研究してまいります。

担当課	観光事業課

防災

****

提案・意見

防災タワーについて

町内に防災タワーができると聞きました。
高さが10m程度と聞いて驚いています。
想定外の津波対策が必要と言われている今、どうしてこんな中途半端な高さのものを建てるのか、まったく意味が分かりません。若い子供を持つ世帯は同じことを言っています。

タワーが建つ予定地は海の真横ですし、改めて高さについては見直してください。想定外の対策をきちんとして下さい。無駄なことはしないで下さい。もしも自分の自宅が海の近くならということを考えてみて下さい。高さを見直しよろしくお願いします。

回答

津波避難施設は、平成26年度から着手し建設を予定しています。また、隣接建物の屋上と津波避難施設の避難スペースを行き来できる連絡通路の整備も予定しております。

津浪避難施設の高さは、三重県が作成した津波浸水予測に基づき、想定される津波浸水深に対して一定の高さを考慮して避難スペースを確保することとしています。

三重県の津波浸水予測は、東日本大震災と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合についてシミュレーションを行い、理論上起こりうる最大の津波を想定し、かつ海岸や河川にある防潮堤等の施設が全てないものとして策定されております。

津波避難施設建設予定地の最大浸水深は海抜3.1mで、これに地盤沈下などを考慮し、海抜 10m程度の高さの位置に避難スペースを整備することから、理論上起こりうる最大の津波に対し7m程度の余裕高を確保した施設となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当課　危機管理課

税金

****

提案・意見

職員の電話対応について

今日固定資産税の滞納分を分納してほしい為電話したところ、さんざん待たされたあげく、一方的に大声でまくしたてられました。こちらにしゃべらさないのです。多分オープンな場所ではなく、個室で電話されていたのでしょう、オープンな場所であれだけ大声でまくしたてられたら一般市民はびっくりすると思います。

払う意思がないのなら、まくしたられても納得いきますが、払う意思があるから電話で分納にしてほしいとお願いしているにもかかわらず、聞く耳もたず、まくしたてられたら払う気持ちもなくなります。

私が反論しましたら、給料はいくらだとか、聞いてきて　それは個人情報でしょうといいましたら、自分は法律で聞く権利があるとか言われました。
ずるいですよね、法律がわからないものに、何条とか言われても。
前の対応された方は高飛車じゃなくとても親しみやすかったので、この様な対応に驚いています。まるで、テレビドラマの取立屋かと思いました。
期日に払わないの方が悪いのですが、払う意思のあるものを払う気がうせるような言い方は、どうかと思います。

回答

このたび職員の対応につきまして、ご不快な思いをおかけし、大変申し訳ございませんでした。

平素より電話対応につきましては、接遇研修や職員によるお互いの注意喚起などを行い、皆様の立場に立った応対に心がけているところですが、今回はこのような応対となりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、個人情報の件に関してですが、本来税金は、納期内に納めていただくものであり、納付していただいた方と、そうでない方のとの公平性を保つため滞納整理を行うこととなっています。

収税課の業務である滞納整理を行うにあたり、質問検査権というものがあり、この権利は、納付資力があるにもかかわらず、納付をされない方

に対して、滞納処分いわゆる差押え等を行うためのものです。

分割納付につきましても、本来の納期限を過ぎるわけですから、納める意思があるないの確認ではなく、客観的に見て納付資力があるのかないのかを判断するために、聞き取りをさせていただく行為は、必要であることをご理解いただきたいと思います。

今後も、税の公平性を保つため毅然とした態度で、取り組むよう指導するとともに、職員の資質向上を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当課	収税課

福祉

****

提案・意見

保育所の休みについて

保育所は、保護者が働いている為にあるはずなのに４月１日の平日に休みというのは、どうかと思います。
一時保育施設は休園でないのに、私立の保育園に通っているが休園というのは保育料を伊勢市にちゃんと支払っている者からするとおかしい。
また、一時保育も保育所の利用がある場合には利用出来ないことも、保育所が休園の時に預ける場所がないのだたか、何とかしてもらわないと困ります。

回答

この度は４月１日の保育について、ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。
おっしゃるように保育所は保護者がお仕事をしている等、ご家庭で保育できないお子様をお預かりする施設です。ただ、3 月末から 4 月当初は年度替りということもあり、部屋の移動等の新年度準備のため、ご家庭での保育のご協力をお願いしているところです。

しかし、この場合でもお仕事が休めないなどご家庭での保育が困難であれば、保育所でお預かりするのが本来であると考えます。
ご利用されている保育園が４月１日に休園であったとのことですので、今後はご家庭で保育が困難な場合はお預かりするなど柔軟な対応をしていくよう私立も含めた保育所に指導をしてまいります。
貴重なご意見ありがとうございました。何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

担当課

こども課

福祉

****

提案・意見　「子育て世帯臨時特例給付金」について

子育て世帯臨時特例給付金の申請方法はどうしたらよいですか？
案内の通知はきますか？
いつ頃に給付されるのですか？

回答

この度は「子育て世帯臨時特例給付金」に関するご質問をいただきありがとうございます。

まず、この給付金につきましては、基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成26年度の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象となっております。ただし、平成26年度住民税（均等割）が課税されない方が対象となる臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除かれます。

また、給付金額は対象児童一人につき1万円で、今回の給付措置は臨時特例的に行うものであるため支給は1回限りです。

次に申請方法等につきましては、現在のところ準備中ですが、平成26年8月1日からの申請受付を予定しており、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者の方へは別途通知をさせていただく予定です。※公務員の方は当市では情報を把握していないため通知はいたしません。

なお、給付の時期ですが、課税状況等の審査も必要なことから、申請月の翌月下旬頃にお振込みをさせていただけるよう調整しております。

担当課　こども課

その他

****

提案・意見

社会人枠の確保を

少子高齢化で、ますます伊勢市の人口が減っていると思います。伊勢で育った人が、伊勢で就職する人が少ない現状と聞きました。
やはり伊勢は観光の町であり、会社が少ないのが理由だと思います。
そこで、松阪市や南伊勢町が採用している社会人枠を確保して、若者が意欲的にＵターン、Ｉターンできるよう要望します。
これからの伊勢を支えるのは、これから先が長い若者です。

回答

市政運営についてのご要望ありがとうございます。
ご要望にもありましたとおり、行政が率先して雇用の創出を図ることは、若者の雇用の安定化や県外流出を抑制するためにも重要なことであると思います。

平成 25 年度実施の採用試験につきましては、社会人枠は設けていませんが、社会人経験者を含め幅広く人材を求める必要があると考え、採用予定年齢を 34 歳までとしております。
これからも皆さんのご意見を伺いながら、よりよい市役所をめざしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
ご意見ありがとうございました。

担当課

職員課

その他

****

提案・意見

町内会の組長、月当番について

来年度組長になります。組長と月当番の役割分担について伊勢市の考えを教えて下さい。

回答

日頃は、市政全般にわたりご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

自治会は、行政とともにまちづくりを進めていただく組織でございますので積極的な参画をいただくことは非常に嬉しいことと存じます。

お尋ねいただきました組長と月当番の役割分担につきましては、各自治会でそれぞれ役割を決めて運営いただいており、市から自治会の体制や運営に対しまして、市としての一定の形や考え方を持ち、お願いしているものではございません。

自治会ごとに組長と月当番の役割、業務の分担は異なっておりますので、もし分担につきまして疑問をお持ちであれば、貴方様の加入している自治会の総会などの会議の際にご確認されてはいかがと存じます。

担当課

市民交流課